社会福祉法人会計基準及び社会福祉連携推進法人会計基準の一部を改正する省令案について（概要）

令　和　８　年　１１　月
社会・援護局福祉基盤課

１．改正の趣旨

○　社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 45 条の 23 第１項、第 45 条の 24 第１項及び第 45 条の 27 第２項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）により定められている。

○　また、社会福祉連携推進法人の会計処理については、法第 138 条第１項において準用する法第 45 条の 23 第１項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人会計基準（令和３年厚生労働省令第 177 号）により定められている。

○　今般、会計の専門家で構成される社会福祉法人会計基準等検討会において、社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の会計処理の整理が行われたことを踏まえ、当該整理に基づき、改正を行うもの。

２．改正の概要

（１）社会福祉法人会計基準の一部改正

○　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）の施行に伴い、令和８年４月よりこども誰でも通園制度が開始されたことを受けて、勘定科目の設定を行う必要があることから、計算関係書類の様式や勘定科目等について所要の改正を行う。

（２）社会福祉連携推進法人会計基準の一部改正

○　社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）の施行に伴い、社会福祉連携推進法人の業務に資産の貸付業務及び第二種社会福祉事業を追加すること並びに社会福祉連携推進法人が社会福祉を目的とする福祉サービス事業を行うことを可能とすることを受けて、当該事業に係る会計処理及び計算関係書類の作成に必要な事項を整備する必要があることから、計算関係書類の様式や勘定科目等について所要の改正を行う。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　法第 45 条の 23 第１項、第 45 条の 24 第１項及び第 45 条の 27 第２項
○　法第 138 条第１項において準用する法第 45 条の 23 第１項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月下旬（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日